

## 第5章 火災編

### 1. 火災出動

#### ①消防車で出動時の留意事項

- ◎飲酒運転は厳禁である。
- ◎ヘルメット、防火衣など火災活動に必要な装備搭載を確認し、最低2名以上で出動することを基本とする。
- ◎緊急車両として、道路交通法を遵守した安全運転により現場へ向い、消火活動を行うこと。

#### ②緊急走行時の留意事項

- ◎サイレン吹鳴(警鐘含む)
- ◎赤色灯点灯
- ◎前照灯(ヘッドライト)点灯 ※昼夜ともに
- ◎標識灯点灯 ※昼夜ともに
- ◎乗員全員で周囲の安全運転確認。特に交差点進入時など。
- ◎緊急通行権や優先通行権を過信せず、常に安全確認を配慮し、交差点等へ進入時は必ず徐行・一時停止し周囲の確認を行うこと。  
交差点進入時は、モーターサイレン、クラクション、拡声装置を活用する。
- ◎無理な進入や追い越しは慎むこと。

#### ③現場到着時の留意事項

- ◎サイレン停止
- ◎他車両の通行の支障にならないよう停止し、車輪止めを使用して、事故防止に努めること。

#### ④個人で出動時の留意事項

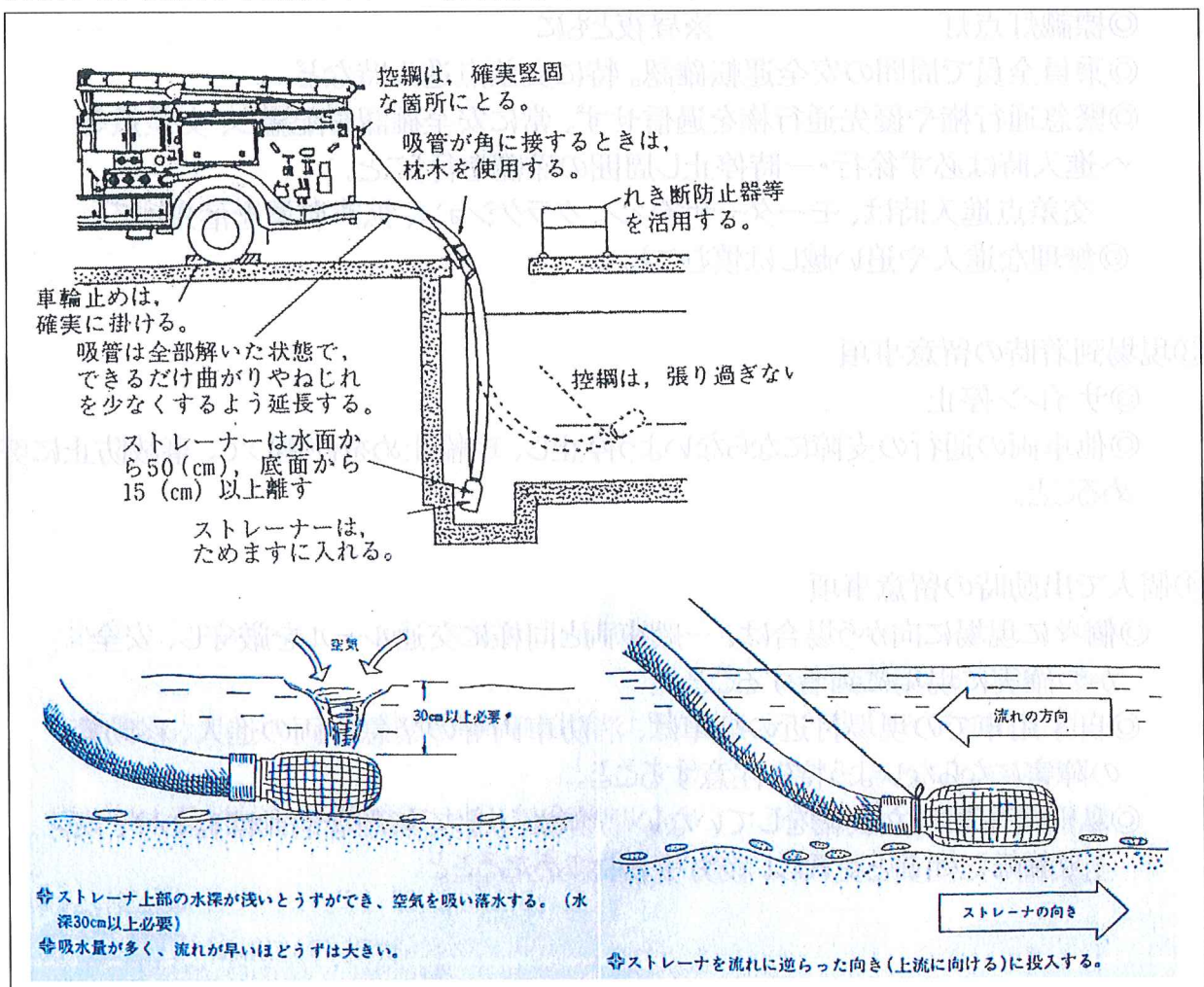
- ◎個々に現場に向かう場合は、一般車両と同様に交通ルールを厳守し、安全かつ確実に現場に到着すること。
- ◎自家用車での現場付近の駐車は、消防車両等の緊急車両の進入、移動等の障害にならないよう特に注意すること。
- ◎私服等で安全な装備をしていない場合は、決して無理な活動は行わず、安全装備した団員と交代し、後方支援にあたること。

## 2. 火災防御

### (1) 水利部署

- ① 水利部署時は、車両のハザードランプを点灯し、停車を周囲に知らせること。
- ② 地下式消火栓、防火水槽の水利部署時は、転落防止のため、吸管を伸ばしてから開けること。設置後はカラーコーンなどにより注意喚起すること。
- ③ 吸管操作は、できるだけ2名以上で吸管の延長や投入を行うこと。
- ④ 消火栓に水利部署する時は、吸管結合前に水を出すこと。  
※砂利や錆水を消火栓放口から除去し、ポンプ等の破損を防ぐため。
- ⑤ 小型動力ポンプの水利部署は、極力平らな場所を選定するか、必要ならロープ等でポンプを固定する。
- ⑥ 渇水期等は土嚢で水利の確保、スコップ等で川底の掘り下げを行い、水深の確保に努めること。
- ⑦ 消火栓の開閉操作はゆっくり行うこと。  
※一気に開けると水道管を破損する可能性がある。
- ⑧ 夜間に水利部署した場合は、照明等を使用し二次災害防止に努めること。

### (参考) 防火水槽及び自然水利への吸管投入のポイント





## (2)ホース延長

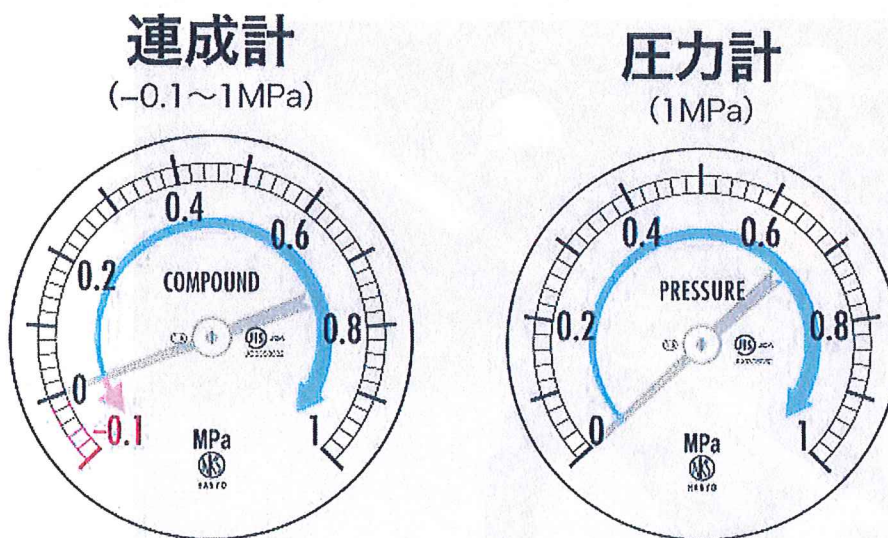
- ① ホース搬送時は3点支持を原則とし、特に金具部を保持し、ホースの垂れ下がりがな  
いよう搬送すること。
- ② ホース結合時は必ず結合確認動作を行い、通水による離脱が無いようにすること。
- ③ ホースの折れ曲がりや、放水圧の低下に直結するため、ホースは極力、折れ曲がりか  
ないよう延長すること。
- ④ ホースは極力道路脇や歩道に延長し、後着隊や一般車両に支障がないよう心掛ける  
こと。
- ⑤ ホースが道路を横断する場合は、ホースブリッジ等を積極的に活用し後続車両や一般  
車両等の支障にならないよう努めること。また人員を配置しホースやホースブリッジの整  
理監視に充てること。

## (3)ポンプ運用

「放水開始」「放水やめ」など、伝令を確実にし、安全な消火活動を行う。

- ① 機関員は伝令や無線を活用し、筒先や中継先の状況を常時把握すること。
- ② 常に圧力計や連成計を注視しながら、効果的なポンプ運用に努めること。
- ③ 放水口の開閉やスロットル操作は、急激な圧力上昇などがないよう、ゆっくり行うこと。  
放水開始時の送水圧力は、特に筒先要員の安全を十分考慮すること。
- ④ 長時間に及ぶ活動の際は、車両やポンプの燃料の確認を定期的に行い、不足する  
前に所属部幹部など上級に報告すること。

## (参考)ポンプ計器の見方



### 連成計

- ポンプから出る水量とポンプに入る水量のバランスを示している。
- 入る水の量が多い場合はプラスに動き、出る水が多いとマイナスに傾く。
- マイナス側へ傾いた場合は放水圧力を下げるなどの対応が必要となる。



#### (4)放水(筒先配備)

筒先担当は、建物等の燃焼状況(バックドラフト、フラッシュオーバー等)、ガスボンベ・ドラム缶等危険物、壁体倒壊、屋根等の落下、高電圧感電等の消火活動時の安全性を十分に確認して、部署位置を選定すること。(P.18安全管理を参照)

- ① 原則として2名以上で筒先を担当し、延焼危険が高い面を優先に放水し延焼を阻止すること。(最終的には包囲するよう筒先配備)
- ② 余裕ホースを必ずとり筒先部署の効果的な移動や、危険時の退避が速やかに行えるようにすること。
- ③ 積極的に筒先部署位置を変更し、より効果的な位置から放水すること。
- ④ 分岐金具により筒先を2口にする場合は、片方の筒先を閉鎖すると、強烈な水圧がもう片方の筒先にかかってしまう。分岐による2口放水の場合は、機関員と両筒先が必ず連絡を取りあい、水圧と筒先の開閉の調整を行うこと。
- ⑤ 消火活動の展開により筒先統制が行われる場合は、常備消防や各指揮者からの指示に従うこと。
- ⑥ 隣接建物等には定期的に冷却放水を行うことで延焼を防止すること。
- ⑦ 工場火災等で燃焼実態が不明確な場合は、やみくもな放水を避け、確実な情報を得るまでは延焼防止活動のみに専念すること。(注水禁止物質の貯蔵の可能性)

#### (5)伝令

各部署に伝令員の配置や、無線機等を活用し、水圧の状況や相互の活動状況を把握し、事故防止に努めること。





## (6)活動支援

延長ホースの整理、照明の設置、交通誘導、飛び火警戒、堆積物などの搬出など、これらを積極的に行い安全活動の徹底に努めること。

## (7)残火処理

- ① 決して再燃しないよう、徹底した消火にあたること。
- ② 水損の恐れがある場合は過度な放水は避けること。
- ③ 出火元など鎮火後の原因調査が行われる恐れのある場所は、現場保存に努める。
- ④ 布団、衣類等は内部で燃焼している可能性が高いため、屋外に搬出して十分に注水すること。
- ⑤ 残火等処理には、ジェットシューター(背負い式タンク)活用も方法のひとつである。役場タンク車に搭載している。

## (8)撤収

- ① 使用した資機材の積み忘れがないよう、全員で積載の確認を行うこと。
- ② 走行中に落下しないよう確実に積載すること。特に可搬ポンプのロック等は確認を怠らないこと。
- ③ 消火栓、防火水槽使用後は蓋の閉鎖を確実に行うこと。
- ④ 防火水槽使用時は給水の必要があるため、団本部または本部職員に報告すること。
- ⑤ 各車庫に到着後は、次の出動に備え燃料の確認やポンプの手入れ、資機材等の数量確認を実施し出動に備えること。

## (9)消防団指揮本部の設置

団本部員は必要に応じて消防団指揮本部を設置し、下記の内容を行う。

- ① 本部職員と連携し活動方針の決定。
- ② 水利部署及び中継態勢について。
- ③ 出場団員の活動及び安全管理の指揮監督について。
- ④ 災害状況及び活動状況の情報収集について。
- ⑤ 交代要員の時期や人数等の連絡調整について。
- ⑥ 鎮火後の警戒や巡視の調整について。



### 3. 安全管理

火災現場では、数多くの危険が潜んでいる。常に注意を払い危険回避に努めるとともに、階級上位の者は常に活動を監視しながら、部下の安全管理について指揮監督すること。

団員は、むやみに炎上している建物に近づいたり、窓やドアを開放しないこと。

筒先員は、防火衣を完全装着し肌の露出を極力避けること。

#### (1) 落下物による危険

瓦、窓ガラス、看板、モルタル壁の落下に注意し、確実なヘルメットの着用と、火災建物の真下にはいないこと。建物上部での破壊活動や除去活動の際は必ず周囲に周知してから作業を行うこと。

#### (2) 爆発や吹返しの危険

火災現象によるフラッシュオーバー、バックドラフトなど、急激な燃焼が起こる。

#### (3) 爆発の危険

一般住宅ではガスボンベ、スプレー缶等による爆発の危険が潜在する。

#### 《参考》家庭用プロパンガス(LPG)ボンベの対応

☆家庭用LPGボンベから火炎が噴出している場合

ボンベ自体を冷却放水しガスが無くなるのを待つ。(ボンベ自体が熱されていないければ爆発はしない)火炎を消火するとガスが放出し引火爆発の危険があるため火炎は決して消さないこと。

#### (4) 感電の危険

送電中の電線等への直接放水は絶対に行わない。また、近年はソーラーパネルや住宅用蓄電池の普及に伴い、電源が遮断されても蓄電している物もあるため、むやみな放水は決してしないこと。

#### (5) 煙の危険

現代住宅は、不燃材など特殊資材を使用しており、火災時に発生する煙には、有害物質が多く含まれる。極力煙の吸い込みが無いように注意すること。

#### (6) 建物倒壊の危険

火災により住宅は、焼け細りにより倒壊する危険性が著しく高まる。

必要な場合は警笛、カラーコーン・ロープ等目印で、立ち入り禁止を明示すること。

#### (7) 転倒による危険

火災現場は、がれき、ホース等の資機材で足場が悪く、特に夜間の場合は危険度が高まる。足元の確認を怠らず、夜間時は、積極的に照明機器を活用すること。



#### (8)その他の危険

火災現場は、路面凍結、寒さ、暑さ、通行車両との接触、さまざまな危険が潜んでいる。団員自身が常に安全管理を意識するのは勿論、階級上位者は常に団員の活動状況を把握し、監視員の配置等必要な指示を適時行うこと。

### 4. 火災種別ごとの戦術重点事項

#### (1)一般建物火災

- 包囲戦術を原則とし、各面に筒先配備を行うこと。
- 延焼危険の高い面を優先し筒先配備を行うこと。
- 消防力優勢の際は、積極的に火点に放水すること。
- 消防力劣勢の際は、他への延焼阻止を優先すること。
- 必要な開口部を作り、効果的な放水を行うこと。
- むやみな放水による水損に注意すること。

#### (2)枯草火災

- 延焼速度が速いため、特に風下側への車両部署、筒先部署を心掛けること。
- 焼け残りによるホースの損傷やバーストに注意すること。
- 飛び火による火点の拡散に注意し、飛び火警戒などを積極的に行うこと。
- ジェットシューター(背負い式タンク)を活用すること。役場タンク車に搭載している。

#### (3)林野火災

- 各隊と連携し中継態勢の早期構築に努めること。
- 長時間耐えうる水利の確保に努めること。
- 燃え止まりからの消火に心掛けること。
- 民家等がある場合は、優先的に防御線を構築すること。
- 燃料等の残量に注意すること。



## 第6章 水防編

### 1. 水防出動

#### (1) 出動体制

- ① 災害対策本部(水防本部も兼ねる。以下「災害対策本部」)設置により出動の要請を受けた時。
- ② 消防本部・署・分署より河川巡視等の要請を受けた時。
- ③ その他、出動の必要がある場合。

#### (2) 出動

水防活動時は悪天候時となるため、屯所等に集まってから団体、最低2名以上で行動すること。

##### ① 出動準備

雨衣、ライフジャケット等、水防活動に必要な装備を着装し、最低2名以上で出動する。

##### ② 消防車での出動

緊急走行は、火災出動に準じ注意するほか、以下のことに留意すること。

- ◎ 豪雨の際は極端に視界が不良になるため、緊急走行でも焦らず周囲や道路状況に特に注意して走行すること。
- ◎ 冠水した路面では車両の水没危険が伴うため、水深の不明な位置では団員を先行させ、水深を確認してから走行する。また、走行が困難なほどの冠水状況の時は無理せず車両を停車させること。
- ◎ 山際や崖際などに部署した際は、崖崩れなどに車両が巻き込まれないよう、安全だと思われる位置まで車両を移動すること。また、団員を車両に配置させ、緊急時は避難できるよう考慮すること。
- ◎ 河川偵察の為、川沿いの道路を走行する際は、土手の洗掘等に注意しむやみに近寄らないこと。危険エリアは乗り入れないこと。

##### ③ 個人での出動

個人の車で水防現場へ向かうときは、次の点において留意すること。

- ◎ 消防車での出動と同様な点に留意すること。
- ◎ 緊急車両の妨げにならないよう部署すること。
- ◎ 各分団、各部ごとに安全な参集場所を連絡調整し、水防活動に移行すること。

### 2 活動内容

近年の異常気象に伴い、豪雨被害は頻発している。これらに伴う河川巡視や水防活動、避難誘導などは今後も増加すると見込まれる。局地的集中豪雨は同時多発的に水害



を発生させるため、今後更なる水防本部、団本部、各分団、部の連携強化が求められる。このことから村地域防災計画、水防計画に基づき、各地区の関係機関とも綿密に連携協力し被害の軽減に努めること。

《資料》 防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて  
(気象庁資料)

情報	とるべき行動	警戒レベル
<a href="#">大雨特別警報</a> <a href="#">氾濫発生情報</a>	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。 命を守るための最善の行動をとってください。	5
<a href="#">土砂災害警戒情報</a> <a href="#">危険度分布「非常に危険」(うす紫)</a> <a href="#">氾濫危険情報</a>	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	4
<a href="#">大雨警報(土砂災害)</a> <a href="#">洪水警報</a> <a href="#">危険度分布「警戒」(赤)</a> <a href="#">氾濫警戒情報</a>	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	3
<a href="#">危険度分布「注意」(黄)</a> <a href="#">氾濫注意情報</a>	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	2
<a href="#">大雨注意報</a> <a href="#">洪水注意報</a>	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	2
<a href="#">早期注意情報(警報級の可能性)</a> 注:大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	1

## (1) 巡視活動

- ① 河川等を中心に水位の巡視を行うこと。
- ② 消防車両で巡視する場合は、赤色灯を点灯し警鐘を鳴らすこと。
- ③ 水位の報告は、災害対策本部へ随時報告すること。
- ④ 道路の冠水状況、崖崩れ、洗掘箇所等の情報は随時災害対策本部へ報告するとともに、携帯電話やカメラ等を活用し記録すること。
- ⑤ 通行などに危険がある場所を発見した際は、災害対策本部へ報告後、交通規制やバリケード、ロープなどを活用した注意喚起を行うこと。

### 《資料》 水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団		管理者
			待機水位	氾濫注意水位	
阿武隈川	中島村滑津	滑津橋 (代畑地区)	2.2m	2.8m	福島県
阿武隈川	中島村常陸橋	常陸橋 (川原田地区)	—	—	福島県
泉川	中島村小針	小針橋 (小針地区)	—	—	福島県

「福島県河川流域総合情報システム」<http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>では、滑津橋水位を見ることができる。

### 《資料》 雨量観測所

観測所名	所在地	管理者
中島村滑津	滑津橋付近 (代畑地区)	福島県
中島村役場雨量計	中島村役場 (滑津原地区)	中島村

「福島県河川流域総合情報システム」<http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>では、滑津橋付近の雨量を見ることができる。

## (2) 水防活動

- ① 活動現場に合った水防工法(積土のう、木流し、シート張り等)を実施すること。
- ② その他、被害の軽減を目的とする活動を実施すること。
- ③ 河川・水路で活動を行う場合は、ロープなどで自己確保を行い、落下や転落防止の措置を行うこと。
- ④ 河川際での水防活動時は河川側を背にして活動しないこと。
- ⑤ 夜間は照明を活用すること。
- ⑥ 洗掘箇所などの危険箇所はロープ、バリケードなどで全員に周知、または進入の規



制を図ること。

- ⑦ 冠水箇所では側溝や堀の視認が困難となるため、とび口などを活用して転落転倒の防止を図る。
- ⑧ 可能な場合は、活動状況などを携帯電話やカメラなどで記録する。

### (3) 避難誘導

- ① 災害対策本部の指示または、危険と判断した場合は区域の居住者、滞在者その他の者の避難誘導を実施すること。土砂災害の予兆現象が見られた場合も同様。
- ② 状況により垂直避難(上階への避難)を促すこと。

### (4) 警戒区域の実施

- ① 車両の通行危険や土砂災害などが予測される場合は、ロープ、バリケードや車両などを活用し、警戒区域を設定し立入の規制を行うこと。
- ② 警戒区域を設定した場合は、直ちに水防本部へ報告すること。

### (5) 広報活動

- ① 指示があった場合は、避難や状況について車載マイクなどを活用し、広報すること。
- ② 特別警報や避難指示などが発令された場合は、水防本部の指示により各部のサイレン吹鳴装置による広報をすること。

### (6) 水防活動報告

分団部単独で水防活動を実施する場合は、速やかに本部へ報告をすること。

### (7) 権限行使

水防のため必要があるときは、水防管理者、消防団長及びこれらの者の命を受けた者は、水防法第28条の定めにより次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用。
- ② 土石、竹木その他の資材の使用。
- ③ 車両、その他の運搬用機器、排水用機器の使用。
- ④ 工作物その他の障害物の処分。

※上記権限を行使し、損失を受けた場合は損失を補償しなければならないため、緊急の場合のみに行使用すること。

## 3. 退避判断基準

### (1) 水防活動時

下記の前兆現象が見られた場合は、作業を中止し退避すること。

- ◎ 洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。
- ◎ 法面の崩れが天端まで達しているとき。

(法面は洗掘されており、一挙に数mにわたり崩れることがある)。

漏水の水量が多く、濁っているとき。

◎漏水に泡が混じった状態のとき(破堤の危険が迫っている)。

## (2)土砂災害警戒活動時

下記の前兆現象が見られた場合は、作業を中止し退避すること。

### (がけ崩れ)

◎通常湧水のない崖の途中から湧水が噴き出し、または山腹からの湧水が急激に増減し、その水が濁っているとき(湧水が止まったときは、崩壊の危険性大)。

◎降水量に変化はないが、溪流の水が急に増減したとき。

◎崖や山肌の岩石が崩れ落ちるとき。

◎崖上に亀裂、水溜りが生じたとき。

◎崖の斜面に亀裂が生じたとき。

◎家のきしむ音、木の根の切れる音、地鳴りがするとき。

◎付近の井戸水が急に濁ったり、水位が増減したとき。

### (土石流)

◎腐った土の匂いがするとき。

◎山鳴りがするとき。

◎根切れの音がするとき。

◎沢の水が濁ったり、流木が混ざったりするとき。

◎雨が降り続けているのに川の水量が急激に減るとき。

### (地すべり)

◎斜面から水が湧き出たり、地面にひび割れができたとき。

◎地面の一部に凸凹ができたとき。

◎山の立木が不揃いになったり、井戸の水が濁るとき。

◎池の庭の水が増減したり、水田の水が急に減ったりしたとき。

## 《資料》 土砂災害の前兆現象

種類	土砂災害の発生の危険性		
	注意	警戒	即避難
土石流	流水の異常な濁り	流木発生 溪流内の転石の音	山鳴り、地鳴り、水位の急激な低下
がけ崩れ	湧水量の増加	湧水の濁り 小石がパラパラ落下	亀裂の発生、小石がボロボロ落下
地すべり	湧水量の増加 井戸水の濁り	亀裂の発生	山鳴り、地鳴り



《資料》 警報等の種類

大雨特別警報	台風、温帯低気圧、集中豪雨等により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれ著しく大きい状況が予想される場合に発表される。
大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。
記録的短時間大雨情報	数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測した場合に発表される。 (大雨警報発表後)
土砂災害警戒情報	命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに県と気象庁が共同で発表する。 (大雨警報発表後)

《資料》 避難情報発令の種類

種類	拘束力	内容
避難指示(緊急)	強い	災害による人的被害の危険性が非常に高まった場合や人的被害が発生した場合に発令。避難勧告よりも強制力は強い。
避難勧告	中	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令。対象住民に避難を勧める。
避難準備報・高齢者避難開始	弱い	避難勧告や避難指示(緊急)を行うことが予想される場合に発令。高齢者ら避難に時間がかかる人に早めに避難を促す。





水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

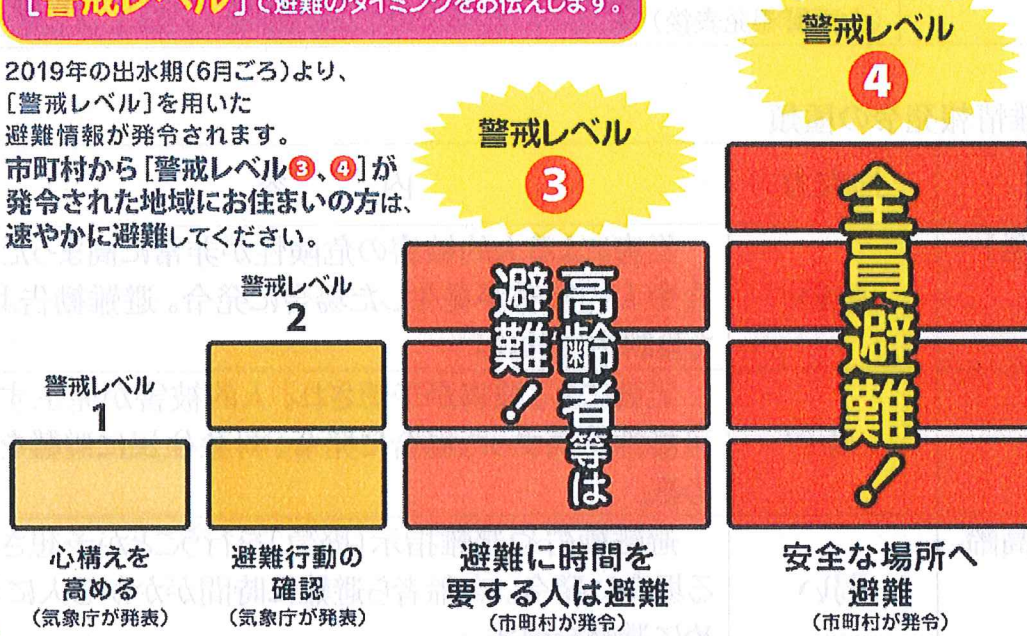
逃げ遅れゼロへ！

防災情報はいろいろあるけど  
いつ避難すればいいの？

# 警戒レベル 4 で全員避難！！

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、  
[警戒レベル]を用いた  
避難情報が発令されます。  
市町村から[警戒レベル③、④]が  
発令された地域にお住まいの方は、  
速やかに避難してください。



【警戒レベル⑤】(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます！

呼びかけの一例

警戒レベル 4

避難勧告の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。  
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

内閣府(防災担当)・消防庁



## 水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

### ＜避難情報等＞

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
<b>警戒レベル5</b>	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	<b>災害発生情報</b> ※2 <small>※2 災害が実際に発生していることを 把握した場合に、可能な範囲で発令 (市町村が発令)</small>
<b>警戒レベル4</b> <b>全員避難</b>	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思わ れる場合は、近くの安全な場所や、自宅内の より安全な場所に避難しましょう。	<b>避難勧告</b> ※3 <b>避難指示(緊急)</b> <small>※3 地域の状況に応じて緊急的又は 重ねて避難を要する場合等に発令 (市町村が発令)</small>
<b>警戒レベル3</b> <b>高齢者等は避難</b>	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害の ある方、乳幼児等)とその支援者は避難を しましょう。その他の人は、避難の準備を 整えましょう。	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b> (市町村が発令)
<b>警戒レベル2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認しましょう。	<b>洪水注意報</b> <b>大雨注意報等</b> (気象庁が発表)
<b>警戒レベル1</b>	災害への心構えを高めましょう。	<b>早期注意情報</b> (気象庁が発表)

### ＜防災気象情報＞

【警戒レベル相当情報(例)】

**警戒レベル5相当情報**

氾濫発生情報  
大雨特別警報 等

**警戒レベル4相当情報**

氾濫危険情報  
土砂災害警戒情報 等

**警戒レベル3相当情報**

氾濫警戒情報  
洪水警報 等

これらは、住民が自主的  
に避難行動をとるために  
参考とする情報です。

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

※1 各情報の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

### Q&A

質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレ  
ベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

**自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。**

質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？

⇒**避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必  
ず発令されるものではありません。**避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難をし  
てください。**

質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水  
のレベルも4から3に下がったということなの？

⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたので  
あり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。**

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、  
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)



スマホ用  
二次元コード



## 第7章 搜索活動編

行方不明者の搜索活動は、長時間かつ場合によっては山間部での活動が予測される。団本幹部及び部長等幹部は、団員の安全管理を徹底し、警察署等と連携した活動をする事。

### 1. 出動要請

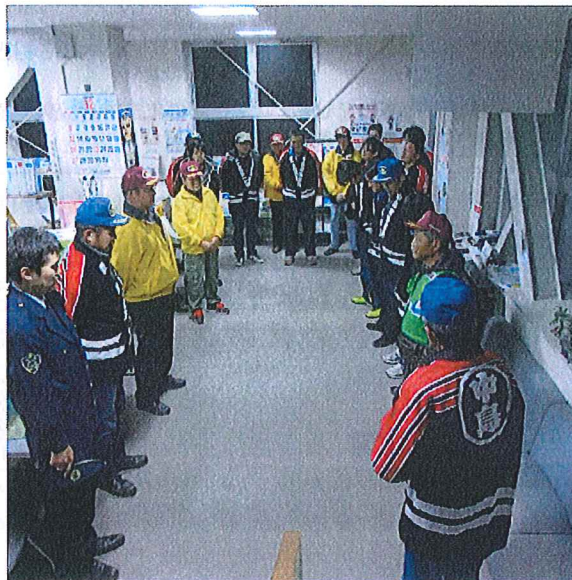
消防団が行方不明者搜索を行う場合は、原則として警察からの搜索要請がある場合とする。

警察以外(行方不明者の家族等)から直接、部長等に搜索の要請が入った場合は、必ず事務局に連絡し、団長及び本団幹部と協議を行い指示することとする。

※ 分団部単独での搜索は行わないこと。

### 2. 活動と安全管理

- ① 基本的に単独行動はせず、複数名で活動すること。
- ② 携帯電話、無線機等を活用し、連絡体制の確保に努めること。
- ③ 警察署等と連携して活動すること。
- ④ 活動開始・終了時間等が明確なときは、必ず時間を守ること。
- ⑤ 草むらなどでは、とび口等を活用し検索にあたること。
- ⑥ 傾斜地や転落危険のある場所では、ロープ等による身体確保を行うこと。
- ⑦ 水分補給を定期的に取り、場合によっては飲料水を携行すること。
- ⑧ 行方不明者を発見した場合は、身元の確認をするとともに、現場本部に連絡を入れること。発見時の時間、場所などを記録すること。
- ⑨ 行方不明者が発見時に死亡している場合は、現場保存に徹すること。
- ⑩ 安全装備(安全長靴、消防長靴、防寒対応等)指示がある場合は従うこと。





## 第8章 震災編

大規模な地震発生時は、同時多発的に火災、人命救助の事案が広範囲に発生する恐れがある。消防団員は自分自身の安全を確保することにより、その後、多くの命が救えることを認識し、自己及び家族の安全を最優先とする。活動可能な場合は参集出動するとともに、人命に関わる救助事案、火災事案を優先して対応すること。

### 1. 活動準備

#### (1) 出動体制・屯所等へ参集(自己及び家族の安全が確保された場合)

- ① 参集途上において、道路状況、住民の避難状況及び火災の発生状況等可能な範囲で情報を収集すること。
- ② 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇した場合は、付近住民を指導するなどして初期消火、救助活動を実施すること。
- ※ 消火が不可能な場合、自分及び住民に危険があると判断した場合は、住民等の避難を実施すること。
- ③ 最初に屯所に参集した団員は、建物の周囲を見渡し倒壊の危険がないことを確認したうえで立ち入ること。使用できない場合は、速やかに役場へ連絡すること。
- ④ 参集できない団員は、上級階級者に連絡を入れるようにすること。(発災直後は、電話が使用できなくなる為、メールやLINE等で連絡できる体制を整えておくこと。)

#### (2) 状況確認

参集した団員は、参集途上の被災状況を部で取りまとめ、上級階級者(分団長、副分団長)及び役場(災害対策本部)に報告すること。

### 2. 活動内容

#### (1) 状況調査

- ① 各班で管轄区域内を巡回し、次の情報を収集する。
  - ◎人的被害の状況
  - ◎道路・河川等の被害状況
  - ◎家屋の損壊状況
  - ◎消火栓・防火水槽等の被害状況
  - ◎避難所までの安全な避難ルート
  - ◎地域における安全な場所
- ② 巡回は、道路状況次第では車両を使用出来ないことが予想されるため、徒歩を基本とする。(車両が使える場合は使用する)
- ③ 携帯電話、カメラ、メモ等で被害状況を記録しておく。収集した情報は、役場(災害対策本部など)からの要請等、必要な場合に使用できるよう保管すること。

- ④ 無線機等を活用し、連絡体制の確保に努めること。
- ⑤ 防災無線の屋外拡声子局(屋外放送塔)の放送機器を有効活用すること。

(2) 消火活動

- ① 大規模震災時には、同時多発的火災が懸念される。同時多発火災は、消防力が分散され、更に道路、橋梁等の損傷により応援隊も対応できないことが予想されることから、自身の安全を確保したうえで、消火活動を行うこと。
- ② 大規模震災時は、水道管の破裂等の可能性があるため、水利確保は自然水利、防火水槽を考慮すること。
- ③ 火災が延焼拡大し、火災の制圧が出来ない場合は、住民の避難誘導を優先すること。
- ④ 火災出動については、「第5章 火災編」に従い活動すること。

(3) 救助活動

- ① 救助活動は、人命の救助を優先して行うこと。
- ② 救命措置を必要とする人を優先して救出すること。
- ③ 一人でも多く救助するため、付近住民の協力を得て救助活動を実施すること。
- ④ 分団部の行政区の協力を得て救助活動等を実施する。自主防災組織がある地区は積極的に活動する。

《資料》 自主防災組織 一覧

1	滑津原自主防災会
2	原山地区自主防災会
3	松崎自主防災会

- ⑤ 現場付近全体の安全確保のための監視員を配置する。(二次災害の防止)
- ⑥ 自らの安全を確保するため、ヘルメット、救助用半長靴等を装着すること。(革手袋等が望ましい)

(4) 避難誘導

- ① 車両のスピーカーや拡声器等を活用し、避難する方向又は方法を示し、冷静、沈着に安心感を与えるような方法で誘導する。
- ② 病院、高齢者施設、保育所、小学校、自力避難困難者などの災害弱者の避難誘導にあたること。
- ③ 行政区長や民生委員等と協力して、避難行動要支援者の避難誘導にあたること。



### 3. 安全管理

#### (1) 余震による危険

大規模地震後は余震が発生し、これに伴う建造物の崩壊、倒壊、落下の可能性がある。安全を確認してから進入や接近をすること。必要な場合は、ロープや警戒テープ等で注意喚起を行うこと。

#### (2) 建物倒壊による危険

大きな揺れを受けた建物等は、倒壊の可能性が著しく高くなるため、安全を確認してから進入や接近をすること。必要な場合は警戒テープやロープ等で注意喚起を行うこと。

#### (3) 地割れ等による危険

地震により道路状況が悪化している場合がある。走行速度を落とし、道路状況に対応できるようにすること。

#### (4) ガス漏えいの危険

地震によるガス管の破損、家庭内でのガス漏えいにより、引火爆発の危険が極めて高くなる。異臭等を感じたらすぐさま退避し、安全エリアの設定を行うこと。また、拡声器や車両のスピーカー等で付近への広報を実施すること。

#### (5) 通電火災の危険

地震発生により停電が発生し、停電が解消し通電したことによる火災が震災時に多発する。拡声器や車両のスピーカー等で付近への広報を実施するとともに、パトロールを行うこと。

#### (5) 感電の危険

電柱等の倒壊による電線の切断、家庭用ソーラーパネルや家庭燃料電池などからの漏電に注意し、放水及び接近は控えること。

### 4. 応急手当

消防団員として必要な応急手当(心肺蘇生法、止血、異物除去等)の知識・技術を習得するため、普通救命講習等に参加すること。

## 第9章 消防団員の処遇編(福島県HP掲載事項)

### 1. 消防団員の処遇

① 団員報酬と出動手当	② 公務災害補償	③ 退職報償金
消防団員は、給与を受けて生活の資とする職務ではありませんが、その労に報いるため、年額の報酬と、火災や訓練等の職務に従事した場合、その都度出動手当を支給するようになっています。	消防団員が、公務により死亡したり、病気やケガをした場合には、本人や遺族に対して、市町村がその損害を補償することになっています。療養補償、休業補償などがあります。	消防団員が、多年にわたり在職して退職した場合に、その苦勞に報いるため、市町村は、その団員の在職年数や階級に応じて、退職報償金を支給することになっています。

(福島県HP掲載)

#### ④ 消防団員等福祉共済

この福祉共済は、地域の安全安心を担っている消防団員等が安心して消防防災活動を行うことができるようにするための共済として、全国の消防団員、消防職員及び地域において自主的に防災活動を行う者等を対象に、低廉な掛金で、加入者が死亡した場合や事故により負傷し、若しくは疾病により障害の状態に該当した場合等に補償を行い、さらに死亡又は障害が残った場合等が公務による場合は、弔慰金等の手厚い給付を行うなど充実した補償を行う共済としております。

(一部省略)年額掛金3,000円で、死亡時には遺族援護金や殉職の場合は弔慰金等の給付を行うほか、障害時、入院時にも共済金を給付しておりますが、総務大臣認可を受け、平成28年度より入院見舞金の支給要件を緩和し、これまでの「入院日数15日以上」としていたものを「入院日数7日以上」といたしました。より充実した給付内容としたものでありますので、加入者の皆様に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

(広域財団法人 日本消防協会HP掲載)

#### ⑤ B型火災共済

中島村消防団では、全団員(親子消防団員時はどちらか一方)が「B型火災共済」に加入しています。

契約口数	共済金	建物と動産の配分	
		建物 4	動産 1
5口 500円	75万円	60万円	15万円

建物と動産の配分は常に4:1とする契約となります。

ただし、借家、アパートあるいは親族以外の者が所有する住宅に居住する組合員の共



済物件については、動産についてのみ共済物件として取扱い、建物と動産の配分はしないものとします。(落雷による動産のみの損害は除く。)罹災したときはその損害の程度の割合によって算出した共済金をお支払いいたします。

詳しくは、各ホームページ参照、または役場消防担当52-2112に問い合わせること。

## 2. 消防団員が資格を取得する場合の優遇措置

一定の要件を満たす消防団員が資格を取得する場合に、下記のような優遇措置があります。

1 対象となる資格	危険物取扱者(丙種)	ガソリン、灯油、軽油等の取扱作業ができます。
	消防設備士(乙種第五類)	金属製避難はしご、救助袋、緩降機の設備または点検ができます。
	消防設備士(乙種第六類)	消火器の設備または点検ができます。
2 優遇措置対象者	危険物取扱者(丙種)	消防団員歴5年以上で消防学校における普通教育または専科教育の警防科を修了した者
	消防設備士(乙種第五類・第六類)	消防団員歴5年以上で消防学校における専科教育の機関科を修了した者
3 優遇措置の内容	危険物取扱者(丙種)	燃料及び消火に関する基礎知識(5問)が免除されます。
	消防設備士(乙種第五類・第六類)	機械、電気に関する基礎知識(5問)と実技試験(5問)が免除されます。



# 場所特定資料表

	大字	かな読み	字名	特徴	宅地	部	位置情報	No. 1
1	滑津	あきばやま	秋葉山	狭い	少ない	1-2	童里夢公園大池の東側周辺	
2	滑津	あさひづか	朝日塚	狭い	多い	1-3	岡ノ内と代畑の間	
3	滑津	あたごやま	愛宕山	狭い	少ない	1-1、1-2	㈱高野工業、㈱ウチヌキ等がある工業団地周辺	
4	滑津	あらまち	新町	狭い	少ない	1-2、1-3	孫六池の西側周辺	
5	滑津	あらまちじり	新町尻	小さい	少ない	1-2	白河フーズライスプラント北側、孫六池西側に飛び飛び	
6	滑津	いずみがわ	泉川	広い	無	1-3	岡ノ内集落北側山林と泉川の間にある水田部分	
7	滑津	いぬがくぼ	犬ヶ窪	広い	無	1-4	代畑橋付近の白山姫神社以北の沢より薬師池東側にかけての小針集落側山林部	
8	滑津	いわがさく	岩ヶ作	狭い	無	1-3	岡ノ内集落から矢吹町中畑方面途中雁俣池西の農地	
9	滑津	おおいけむかい	大池向	狭い	少ない	1-2	富士工業周辺	
10	滑津	おおいけむかいみなみ	大池向南	狭い	少ない	1-1、2-1	富士工業西側周辺	
11	滑津	おおもりだいら	大森平	狭い	少ない	1-2	水野谷歯科医院前信号機より北の畑地一帯	
12	滑津	おおもりだんきた	大森壇北	狭い	無	1-2	太陽光施設北側大規模ハウス付近	
13	滑津	おおもりだんばやし	大森壇林	狭い	少ない	1-2	大規模太陽光施設北側周辺	
14	滑津	おおもりだんみなみ	大森壇南	狭い	少ない	1-2	中畑より大規模太陽光施設付近南側	
15	滑津	おかのうち	岡ノ内	狭い	多い	1-3	滑津小学校北東側集落	
16	滑津	おかのうちら	岡ノ内裏	狭い	多い	1-3	岡ノ内集落の北側	
17	滑津	おかのうちにし	岡ノ内西	広い	無	1-3	孫六池の西・北側周辺。農地。	
18	滑津	おくらば	御蔵場	狭い	多い	1-2	矢内自動車整備工場から白河フーズライスプラント付近	
19	滑津	かみいりくぼ	上入久保	広い	多い	1-4	小針集落西側村道沿い集落より小針グラウンドを含む山林	
20	滑津	かりまたいけきた	雁俣池北	狭い	少ない	1-3	岡ノ内集落より矢吹町中畑へのとおり沿い、雁俣池の北側周辺	
21	滑津	かりまたいけみなみ	雁俣池南	狭い	無	1-3	岡ノ内集落より矢吹町中畑へのとおり沿い、雁俣池の南側山林部	
22	滑津	かんのじょうまえ	勘之丞前	狭い	無	1-4	薬師池東側の農地	
23	滑津	きかぜやまにし	木風山西	狭い	無	1-3	岡ノ内集落北側の山林と泉川水田の境付近山林	
24	滑津	きたいわがさく	北岩ヶ作	狭い	無	1-3	岡ノ内から小針へ向い、泉川を渡る手前を左側へ入った突き当り付近山林	
25	滑津	ぎょうやだ	行屋田	小さい	少ない	1-2	水野谷鶏卵店より南へ行った阿武隈川沿いの1戸の下流側1戸	
26	滑津	きんぞう	金蔵	狭い	多い	1-2	向井農機具店より北側の住宅団地と団地西側の山林部	
27	滑津	ごしょうぼった	五升堀田	狭い	無	1-3	岡ノ内集落から矢吹町中畑方面、ナガターウギョウ(株)の西側の岩ヶ作池周辺	
28	滑津	ごどまき	五斗蒔	狭い	無	1-3、1-5	岡ノ内集落と代畑集落の間の北側農地と山林	
29	滑津	こばり	小針	狭い	多い	1-4	小針集落中心部	
30	滑津	こばりうら	小針裏	狭い	多い	1-4	小針集落の奥側と農地、山林	
31	滑津	こばりまえ	小針前	広い	無	1-4	泉川の小針集落側水田ほぼ全て	
32	滑津	しし	猪子	狭い	無	1-3	岡ノ内から小針へ向い、泉川を渡る手前を左側へ入った農地	
33	滑津	ししやま	獅子山	狭い	無	1-4	小針集落西側村道を上りきった左側山林。高圧線鉄塔付近	
34	滑津	しみずば	清水場	狭い	無	1-2	童里夢公園大池・新池周辺	
35	滑津	しもいりくぼ	下入久保	広い	無	1-4	小針集落東側薬師池より松崎横池に抜ける村道右側の山林と農地	
36	滑津	しゅくうら	宿裏	狭い	少ない	1-2	特養施設「ひかりの里」周辺	
37	滑津	しょうぶがまいけみなみ	菖蒲釜池南	狭い	少ない	1-3	岡ノ内集落から矢吹町中畑方面への丁字路付近。ナガターウギョウ(株)周辺。	
38	滑津	しろつこ	白ツ子	狭い	少ない	1-1、1-2	ワイケープレジション(株)、(株)D' LEAPデリープ付近	



# 場 所 特 定 資 料 表

	大字	かな読み	字名	特徴	宅地	部	位置情報	No. 2
39	滑津	しんでん	新田	狭い	多い	1-2	水野谷鶏卵店信号機の周辺	
40	滑津	しんでんばやし	新田林	狭い	少ない	1-2	水野谷鶏卵店周辺より南側山林部分	
41	滑津	しんでんやま	新田山	小さい	無	1-2	新田林の南側山林一部	
42	滑津	せとはら	背戸原	狭い	多い	1-1	旧ブイチェーン周辺	
43	滑津	せとはらにし	背戸原西	狭い	多い	1-1	中島ニュータウン(矢吹町境)から旧大竹クリーニング店付近	
44	滑津	そうきゆう	惣久	小さい	少ない	1-2	滑津小学校から阿武隈川側水田を見た場合、南側にある1戸	
45	滑津	そとで	外出	狭い	無	1-4	アローレイクゴルフ場近くの山林	
46	滑津	だいはた	代畑	狭い	多い	1-5	代畑集落全て	
47	滑津	だいはたかわら	代畑川原	狭い	無	1-5	滑津橋を渡る手前の左側、集落排水施設付近	
48	滑津	たんじぼう	丹次坊	狭い	無	1-4	小針集落東側薬師池より松崎横池に抜ける村道右側の山林と農地	
49	滑津	なかじまにし	中島西	広い	多い	1-1	長田精肉店より旧幼稚園、童里夢公園からくり時計広場、仲家付近	
50	滑津	なかつしま	中ツ島	広い	多い	1-1、2-1	塩田建設より南側周辺より食亭仲家にかけて	
51	滑津	なめつはら	滑津原	狭い	多い	1-1	県道棚倉矢吹線を挟んで、水野谷物産周辺	
52	滑津	にしおおがけ	西大欠	小さい	少ない	1-2	水野谷鶏卵店より南へ行った阿武隈川沿いの1戸	
53	滑津	ぬりやだ	塗屋田	狭い	少ない	1-5	代畑集落南側の水田地帯内にある一軒家	
54	滑津	のっこえ	乗越	狭い	少ない	1-4	小針集落西側村道を上りきった右側農地、山林	
55	滑津	はぐろうら	羽黒裏	狭い	多い	1-2	羽黒神社裏、滑津小学校裏、孫六池元村側周辺	
56	滑津	はぐろまえ	羽黒前	狭い	多い	1-2	滑津小学校周辺より羽黒神社付近	
57	滑津	はたけだ	畑田	小さい	少ない	1-2	滑津小学校から阿武隈川側水田を見た場合、南側にある数戸	
58	滑津	はちまんまえ	八幡前	狭い	多い	1-2	元村コミセンより東側周辺から滑津小学校職員駐車場付近	
59	滑津	はちりゆうじん	八龍神	狭い	多い	1-4	小針集落の矢吹町側	
60	滑津	はちりゆうじんやま	八龍神山	狭い	無	1-4	小針集落の矢吹町側山林	
61	滑津	ふたつやま	二ツ山	広い	多い	1-1	福祉センター、輝ら里、セブンイレブン中島店、県道棚倉矢吹線より西側一帯	
62	滑津	へいなつか	平名塚	広い	多い	1-1	矢内GS中心。南は高久自動車整備工場、北は信也園、西は昭和コンクリート	
63	滑津	ほんぼうじうら	本法寺裏	広い	少ない	1-2、1-1	本法寺西側より童里夢公園からくり時計東側付近	
64	滑津	まごろくいけきた	孫六池北	狭い	少ない	1-3	岡ノ内集落から矢吹町中畑方面への丁字路付近。2戸が点在する	
65	滑津	みじょう	御城	狭い	少ない	1-5	代畑集落西側の高台部分	
66	滑津	みじょうばやし	御城林	狭い	無	1-5	代畑集落西側の高台北側の山林部分	
67	滑津	みやばやし	宮林	小さい	少ない	1-2	滑津小学校より見た阿武隈川側沿い水田を見た東側にある1戸	
68	滑津	もとむら	元村	広い	多い	1-2	水野野歯科医院中心。善通寺付近、本法寺・元村コミセン・生田目理容店付近	
69	滑津	よしわら	吉原	小さい	少ない	1-2	新田地区より町畑方面分岐点の5差路付近	
70	松崎	あらいし	新石	狭い	少し	1-6	松崎ふれあいセンターから阿武隈川までの水田に面した左側山林。	
71	松崎	いけしたにし	池下西	狭い	無	1-6	松崎集落よりアローレイクゴルフ場へ向かう村道左側水田(高圧線鉄塔下)	
72	松崎	いけむかい	池向	狭い	少し	1-6	松崎ふれあいセンターより北側に並ぶ民家付近	
73	松崎	いぬがくぼ	犬ヶ窪	広い	少し	1-6	松崎地区の大池東側	
74	松崎	おおいけうえ	大池上	狭い	無	1-6	松崎地区の大池北側水田	
75	松崎	おおいけした	大池下	広い	無	1-6	松崎地区の大池から阿武隈川につながる水田部分	
76	松崎	おおいけにし	大池西	狭い	少し	1-6	松崎地区の大池西側山林と宅地	



# 場所特定資料表

	大字	かな読み	字名	特徴	宅地	部	位置情報	No. 3
77	松崎	かみい	上井	狭い	少し	1-6	泉川の代畑橋近く。白山姫神社下の一帯	
78	松崎	かみいけ	上池	狭い	無	1-6	大池、踊池北側農地など。アローレイクゴルフ場に隣接	
79	松崎	ごんげんやま	権現山	狭い	少し	1-6	松崎ふれあいセンター付近の県道北側山林。高圧線下付近	
80	松崎	しもい	下井	狭い	無	1-6	阿武隈川の名勝「鷹の囀」から上流の農地	
81	松崎	しものまえ	下ノ前	狭い	無	1-6	集落よりアローレイクゴルフ場へ向かう村道右側山林と農地(高圧線鉄塔下付近)	
82	松崎	しろみさか	城見坂	広い	少し	1-6	松崎集落の西側山林部の一部	
83	松崎	すみよし	住吉	狭い	少し	1-6	松崎ふれあいセンターから阿武隈川鷹の囀に向かう途中の高台部分	
84	松崎	ぜんだな	善棚	狭い	少ない	1-6	白山姫神社より松崎集落側へ向かう県道左側沿い(山側)	
85	松崎	たかのず	鷹の囀	狭い	無	1-6	阿武隈川の名勝「鷹の囀」付近水田	
86	松崎	たかぼうち	高坊地	広い	少し	1-6	松崎ふれあいセンターの東側の阿武隈川までの山林。高圧線下付近	
87	松崎	たむかい	田向	広い	無	1-6	集落よりアローレイクゴルフ場へ向かう村道左側(高圧線鉄塔下)から横池まで山林	
88	松崎	つきやま	月山	狭い		1-6	松崎ふれあいセンターから阿武隈川鷹の囀に向かう途中の高台水田エリア	
89	松崎	どうのいり	堂ノ入	狭い	無	1-6	白山姫神社より松崎集落にかけての山林一部	
90	松崎	とづらさわ	戸面沢	狭い	少し	1-6	小室プロダクト、踊池周辺山林と農地	
91	松崎	なかい	中井	広い	少ない	1-6	松崎集落の南側に広がる家屋と農業施設を含む水田全域。	
92	松崎	にしかわ	西川	狭い	無	1-6	阿武隈川の名勝「鷹の囀」下流側水田	
93	松崎	ぬまわぐ	沼和久	狭い	少し	1-6	県道を矢吹町方面に下った水田の右奥。阿武隈川に面した農地	
94	松崎	はかまだて	袴館	狭い	少し	1-6	横池近くの水耕栽培ハウスより北側山林など	
95	松崎	はらだ	原田	狭い	少し	1-6	松崎ふれあいセンターから阿武隈川鷹の囀下流側に向かう途中の高台部分	
96	松崎	ぶんざり	分切	狭い	少し	1-6	松崎地区の大池東側奥になる。アローレイクゴルフ場に隣接する	
97	松崎	ほりのうち	堀之内	狭い	無	1-6	阿武隈川の名勝「鷹の囀」から上流の農地	
98	松崎	まつしろ	松代	狭い	多い	1-6	松崎集落の北側、奥側	
99	松崎	まつみ	松美	狭い	多い	1-6	松崎集落の南側	
100	松崎	みついけ	三ツ池	狭い	無	1-6	松崎ふれあいセンター付近墓地の東側村道を上った先の下方水田	
101	松崎	むかいがわら	向河原	狭い	無	1-6	滑津橋を渡り左折した阿武隈川沿い水田	
102	松崎	やまのね	山ノ根	狭い	少し	1-6	県道急カーブの右高台部分	
103	松崎	よこいけ	横池	池	無	1-6	水耕栽培ハウス隣り横池	
104	二子塚	いりえ	入江	広い	多い	2-1	浦原ニュータウン、農協中島支店、セブンイレブン中島支店付近	
105	二子塚	うしろやま	後山	狭い	多い	2-2	二子塚ふれあいセンター付近及び県道沿い左右の部分	
106	二子塚	うらはら	浦原	広い	多い	2-1	近藤メタル資材置き場付近、原山住宅東側農地	
107	二子塚	うらやま	浦山	狭い	多い	2-1	ウェルシア中島店より「くしひろ」にかけての県道沿い	
108	二子塚	かみだい	上台	狭い	無	2-2	西の二子塚集落が背負う山林の一部	
109	二子塚	かみだいやま	上台山	狭い	無	2-2	西の二子塚集落が背負う山林。前池より南側に広がる	
110	二子塚	けらい	家来	狭い	多い	2-2、2-3	吉子川小学校東側周辺集落	
111	二子塚	こうぼうつかやま	弘法塚山	狭い	少ない	2-1、2-2	県道より富士工業入口看板十字路西側の宅地から二子塚後山集落への山林など	
112	二子塚	さかいのうち	境ノ内	狭い	少ない	2-2	用水路沿いで元村境(富士工業登り口)手前の北側宅地と農地	
113	二子塚	しゅくうら	宿浦	狭い	多い	2-3	県道町畑側の近藤リステック倉庫周辺	
114	二子塚	たてした	館下	狭い	多い	2-2	二子塚集落の東側水田側民家	



# 場 所 特 定 資 料 表

	大字	かな読み	字名	特徴	宅地	部	位置情報	No. 4
115	二子塚	てんのうざん	天王山	広い	少ない	2-1	川原田字上栄・原山付近を通る高圧線の東側に広がる、農地、山林	
116	二子塚	どうがさく	堂ヶ作	狭い	無	2-2	呉羽池東側山林	
117	二子塚	にしうち	西内	広い	多い	2-2	二子塚集落の県道信号機左右に広がる部分	
118	二子塚	にまえばし	荷前橋	狭い	多い	2-1	円谷種苗園前信号機より南側県道沿い	
119	二子塚	ひなたうち	日向内	狭い	多い	2-2	二子塚集落の東側集落部分	
120	二子塚	まとばやま	的場山	広い	無	2-2	前池より西側に広がる山林	
121	二子塚	むつなが	六ツ長	狭い	無	2-2	呉羽池の下から用水路に広がる農地部分	
122	二子塚	やまがみやま	山神山	狭い	多い	2-1、2-2	県道より富士工業入口看板十字路東側周辺と呉羽池北側山林周辺	
123	二子塚	よしだ	吉田	広い	多い	2-1	農協中島支店より西側一帯	
124	川原田	いっぼんぎ	一本木	狭い	無	2-3	阿武隈川上流泉崎村の境界付近農地。高圧線より泉崎村側。四箇村堰水路北側	
125	川原田	おおさわ	大沢	狭い	多い	2-3	阿武隈川常陸橋の上流側集落の一部	
126	川原田	かえちだ	替地田	狭い	少ない	2-3	川原田信号機の東側に見える、田んぼの中にある1戸	
127	川原田	かみざかえ	上栄	狭い	少し	2-3	原山村営住宅地の北側	
128	川原田	かみちよう	上町	狭い	多い	2-3	川原田ふれあいセンターから阿武隈川常陸橋にかけての県道両側集落	
129	川原田	かもんやしき	嘉門屋敷	狭い	多い	2-3	川原田ふれあいセンターの西側集落	
130	川原田	ごれい	御霊	狭い	多い	2-3	川原田集落南側。県道から西へ入り、阿武隈川よりの集落	
131	川原田	さんどまき	三斗蒔	狭い	少ない	2-3	高重運輸より原山集落登り口付近の山林など	
132	川原田	しもちょう	下町	狭い	多い	2-3	川原田の信号機周辺から来迎寺にかけての県道両側集落	
133	川原田	せきのうえ	関ノ上	狭い	無	2-3	阿武隈川上流泉崎村の境界付近農地。高圧線より泉崎村側。四箇村堰水路北側	
134	川原田	たじまはか	田島墓	狭い	少ない	2-3	高重運輸より原山集落登り口。吉子川小学校南側。飛び飛びにある	
135	川原田	つぼのうち	坪ノ内	狭い	少ない	2-3	川原田集落の阿武隈川側常陸橋近くの1戸	
136	川原田	とどうはら	トドウ原	狭い	無	2-3	原山村営住宅地の北側農地	
137	川原田	なかやしき	中屋敷	狭い	多い	2-3	阿武隈川常陸橋の上流側集落の一部	
138	川原田	はらやま	原山	狭い	多い	2-3	原山村営住宅団地、分譲地、分譲地北側の山林。	
139	川原田	まちじり	町尻	狭い	多い	2-3	県道沿い宮崎工務所裏を東側に入った中山自動車整備工付近	
140	川原田	まつばたけ	松畑	狭い	無	2-3	川原田集落の阿武隈川側にある集落排水施設付近	
141	川原田	やなか	屋中	狭い	少ない	2-3	川原田信号機を県道塙泉崎線に入り泉崎村境界近くの南側農地、宅地	
142	川原田	わせだ	早稲田	狭い	多い	2-3	県道沿い宮崎工務所付近	
143	吉岡	まちはた	町畑	狭い	多い	2-4	吉子川小学校信号機から東側に行った集落。	
144	吉岡	むかえくぼ	迎久保	狭い	多い	2-4	県道白河石川線沿いコインランドリー北側集落。	
145	吉岡	だいせんぼうやま	大泉坊山	狭い		2-4	県道白河石川線沿い。ラーメン「かやね」前十字路周辺集落。(樹共栄樹脂周辺)	
146	吉岡	けつのうえやま	欠の上山	狭い	無	2-4	迎久保集落と阿武隈川の間山林	
147	吉岡	むかいした	向下	狭い	無	2-4	迎久保集落を阿武隈川側に降りた畑部分、一部田	
148	吉岡	やました	山下	狭い	無	2-4	吉岡橋南側の右側一部農地	
149	吉岡	みなみ	南	広い	無	2-4	吉岡橋南側に広がる水田一帯	
150	吉岡	にしはた	西畑	狭い	無	2-4	TAIRAYA(旧わしお)東側の農地	
151	吉岡	ひがしはた	東畑	広い	少し	2-4	県道白河石川線沿いの迎久保集落と大泉坊集落の間の農地がほとんど	
152	吉岡	ひがしやま	東山	狭い	少し	2-4	県道白河石川線沿いの迎久保集落と大泉坊集落の間の農地北側山林	



# 場所特定資料表

	大字	かな読み	字名	特徴	宅地	部	位置情報	No. 5
153	吉岡	てんのうざん	天王山	広い	少し	2-4	県道白河石川線沿いの南側山林。	
154	吉岡	むかえはた	迎畑	広い	少し	2-4	県道白河石川線のラーメン「かやね」前十字路北側から「村簡易水道浄水施設」周辺	
155	吉岡	むかいやま	向山	狭い	少し	2-4	県道白河石川線のラーメン「かやね」前十字路北側から町畑集落側山林	
156	吉岡	かみひら	上平	狭い	無	2-4	県道白河石川線のラーメン「かやね」前十字路南側へ入った白河市東境山林	
157	吉岡	よほだ	四穂田	狭い	無	2-4	町畑集落の北側にある墓地付近	
158	中島	みますごう	三榎郷	1分団	無	1-2	滑津小学校南側の水田一帯	
159	中島	まんさくやま	満作山	1分団	無	1-2	阿武隈川大欠堰から下流の代畑集落にかけ広がる一段下がった水田一帯	
160	中島	てんかいち	天下一	1分団	無	1-2	元村集落より南東に広がる水田一帯	
161	中島	おおいけした	大池下	1分団	有り	1-2	富士工業が近くにある大池の南側に広がる水田一帯	
162	中島	おかのうちまえ	岡ノ内前	1分団	無	1-3	岡ノ内集落南側から県道までの水田一帯	
163	中島	みじょうまえ	御城前	1分団	無	1-5	代畑集落南側の水田一帯	
164	中島	ふたごつかまえ	二子塚前	2分団	有り	2-2	二子塚集落の東側(県道棚倉矢吹線東側)から阿武隈川までの水田一帯	
165	中島	たてのまえ	館ノ前	2分団	有り	2-2	二子塚集落東側(県道棚倉矢吹線東側)から吉子川小学校前信号機~町畑への道路まで水田一帯	
166	中島	にしまえ	西前	2分団	有り	2-2	吉子川小学校北側(県道棚倉矢吹線西側)水田一帯	
167	中島	てんじんにし	天神西	2分団	有り	2-3	川原田集落西側(県道棚倉矢吹線西側)水田一帯	
168	中島	てんじんひがし	天神東	2分団	有り	2-3	川原田集落東側(県道棚倉矢吹線東側)水田一帯	
169	中島	てんじんまえ	天神前	2分団	有り	2-3	川原田集落南の常陸橋手前左側(県道棚倉矢吹線東側)水田一帯	
170	中島	なかがわはら	中川原	2分団	無	2-3	常陸橋南側(県道棚倉矢吹線西側)の水田一帯	
171	中島	みやまえ	宮前	2分団	無	2-4	町畑集落より東側水田一帯	

※ 地区名が 部分は阿武隈川流域ハザードマップで水没エリアが含まれるところ です。



中島村消防団員自動車運転免許取得等事業補助金交付要綱(平成31年3月29日告示第11号)

最終改正:

改正内容:平成31年3月29日告示第11号[平成31年4月1日]

○中島村消防団員自動車運転免許取得等事業補助金交付要綱

平成31年3月29日告示第11号

中島村消防団員自動車運転免許取得等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防団員の自動車運転免許取得等に係る費用を負担することにより、消防団員が災害現場により迅速に出動できるようにするため、中島村補助金等交付の一般基準に関する規則(昭和43年2月1日規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 消防団長が、中島村消防団設置等に関する条例(昭和41年3月19日条例第15号)において規定する消防団員で免許の取得等が必要な者(以下「対象者」という。)に対し、次の各号のいずれかを行わせる場合、補助金の交付対象とする。

- (1) 手で変速装置の操作を行う消防車両を有する分団部に所属する消防団員で、運転できる自動車の種類が自動変速機付きのものに限られている者がその解除(以下「AT限定解除」という。)を行う場合
- (2) 車両総重量が3.5トン以上5トン未満の消防車両を有する分団部に所属する消防団員で、運転できる自動車の種類が普通自動車運転免許(以下「普通免許」という。)で車両総重量3.5トン未満のものに限られている者が第1種準中型自動車運転免許(以下「準中型免許」という。)を取得する場合
- (3) 車両総重量が5トン以上7.5トン未満の消防車両を運転する必要があると認められる本部付消防団員で、運転できる自動車の種類が普通免許又は準中型免許で運転できる範囲が車両総重量5トン未満のものに限られている者が準中型免許を取得又は準中型免許の車両総重量5トン未満の限定の解除(以下「準中型5トン限定解除」という。)をする場合

(補助金の交付を受けるための要件)

第3条 消防団長は、補助金の交付を受けるに当たって、次の要件を全て満たさなくてはならない。

- (1) 対象者に村税等の未納がないこと。
- (2) 対象者が免許を取得した後、継続して5年以上消防団員として活動できること。
- (3) 対象者が前条のいずれかの運転免許を取得するため道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第98条に定める指定自動車教習所(以下「教習所」という。)を卒業し、当該年度内に当該免許を取得すること。

第4条 補助の対象となる経費は、教習所において自動車運転免許取得等のために要する入学金、教習料金、検定料及び卒業証明書交付手数料として納入する費用とする。ただし、検定不合格等による追加教習料金、再検定料は除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち、次の各号に定める区分に応じた額とする。

- (1) AT限定解除 全額
- (2) 準中型免許取得 全額
- (3) 準中型5トン限定解除 全額

(補助金交付の申請)

第6条 消防団長は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。また、AT限定解除とあわせて準中型免許の取得又は準中型5トン限定解除をする必要がある場合は、あわせて申請できるものとする。

- (1) 事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)(様式第2号)
- (2) 教習所の教習費用等の見積書
- (3) 対象者が所有している運転免許証の写し
- (4) 対象者が村外に住所をおく場合、その地方公共団体が発行する税金等の未納がないことを証明する書類

(交付の決定及び通知書類)

第7条 村長は、第6条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 消防団長は、次に掲げる事情が生じたときは、事業計画変更承認申請書(様式第4号)に変更事業計画書(事業計画書、事業実績書)(様式第2号)を添えて村長に提出し、その承認を得なければならない。

ア 補助事業の内容の変更(軽微な変更は除く。)をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(実績報告)

第9条 消防団長は、該当事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は該当年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)と次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(変更事業計画書、事業計画書)(様式第2号)
  - (2) 補助事業に係る領収書等の写
  - (3) 対象者が取得した免許証の写
- (交付額の確定)



第10条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第6号)により速やかに消防団長に通知する。

(補助金の請求)

第11条 消防団長は、補助金確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、補助金交付請求書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 村長は、消防団長が補助金の交付決定通知を受けた事業又は既に補助金の交付を受けた事業について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の取消し、補助金の全額又は一部返還を命ずることができる。

- (1) 対象者が免許を取得した後、やむを得ない場合を除き、5年未満で消防団を退団するとき
  - (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき
  - (3) 第2条に規定する免許の取得がなされなかったとき
  - (4) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。



# 補助金交付申請書

年 月 日

中島村長 様

中島村消防団長		印
<p>年度において、中島村消防団員等自動車運転免許取得等事業を実施したので、中島村消防団員等自動車運転免許取得等事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。</p>		
1 交付申請額	円	
2 対象者所属 氏名		

3 申請理由

<添付資料>

- 1 事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)(様式第2号)
- 2 教習所の教習費用等の見積書
- 3 所有している運転免許証の写し
- 4 村外に住所をおく者については、その地方公共団体が発行する税金等の未納がないことを証明する書類



事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

(1) 対象者 所属  
氏名

(2) 事業の内容(以下のとおり)

内 容	金額 円	摘 要
合 計		

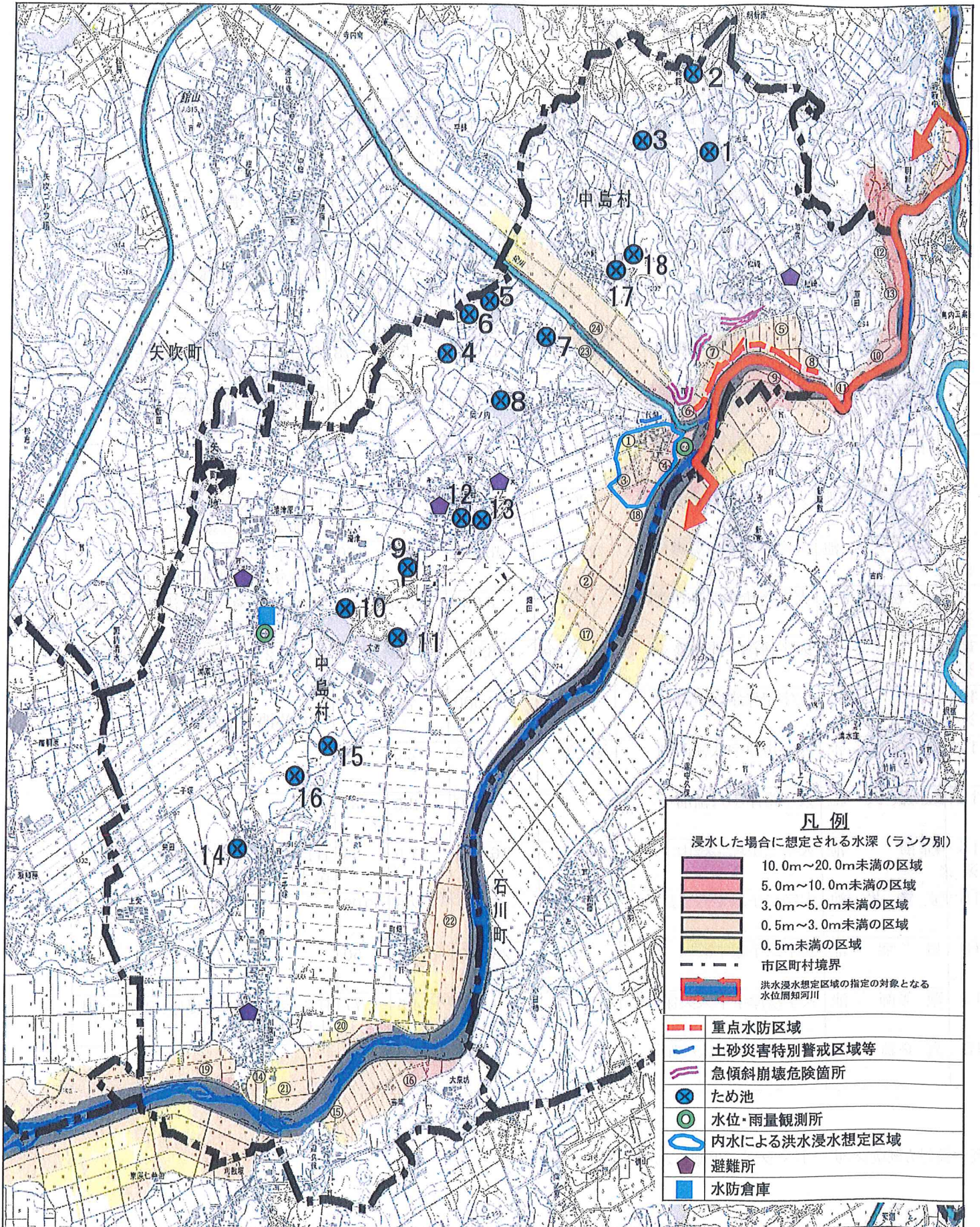
(2) 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

(注) 変更事業計画の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載してください。

また実績報告書の場合は、計画書提出時(変更している場合は変更後)の額を上段に括弧書きし、実績額を下段に記載してください。



# 災害時危険箇所図





## た め 池 一 覧

番 号	名 称	所 在 地	形 式	総貯水量 m <sup>3</sup>	堤高 m	堤長 m	改 修 内 容
1 ※	松 崎 大 池	大字松崎字上池	均一型	72,000	4.4	150	S46年 堤体 156m 樋管、余水吐
2	踊 池	大字松崎字上池	均一型	6,200	2.3	100	S28年 道路 改修に伴う堤体改修
3	横 池	大字松崎字横池	〃	15,000	3.7	100	
4	雁 俣 池	大字滑津字大森壇北	均一型	10,000	5.5	78	S58年 波除工、余水吐 (農免道路整備事業)
5	岩 ケ 作 池	大字滑津字五升堀田	均一型	3,000	4.7	50	H6年取水施設、堤体、余水吐 (県土地総矢吹Ⅱ期)
6	中 池	大字滑津字五升堀田	〃	10,000	3.0	50	
7	菖 蒲 釜 池	大字滑津字菖蒲釜南	〃	4,500	3.6	55	H6年取水施設、堤体、余水吐 (県土地総矢吹Ⅱ期)
8 ※	孫 六 池	大字滑津字羽黒裏	均一型	48,900	6.2	150	S45年 堤体、樋管、余水吐 H23年震災修繕 L=167.5m
9 ※	本 法 寺 池	大字滑津字本法寺裏	均一型	3,000	3.0	13	H10年 護岸工、浚渫工 (維持管理適正化事業)
10 ※	新 池	大字滑津字清水場	前刀金 均一型	86,000	5.8	110	H6~12年 取水工、洪水吐工、 波除工、浚渫工
11 ※	大 池	大字滑津字清水場	〃	96,500	7.3	160	(ため池等整備事業)
12	蟹 沢 上 池	大字滑津字八幡前	均一型	2,500	2.0	34	
13	蟹 沢 下 池	大字滑津字八幡前	〃	4,000	3.5	37	
14 ※	前 池	大字二子塚字後山	〃	16,000	1.5	44	H12年 堤体、波除工、取水工、 余水吐工、(緊防)
15	堂 ケ 作 池	大字二子塚字六ツ長	〃	7,500	2.3	100	
16	呉 羽 池	大字二子塚字段切	〃	22,500	3.4	50	
17	薬 師 池	大字滑津字下入久保	〃	9,900	4.5	77	H6年取水施設、堤体、余水吐 (県土地総矢吹Ⅱ期)
18	真 菰 池	大字滑津字下入久保	〃	3,000	2.2	45	

※中島村ため池ハザードマップに掲載されているため池。



るるり書語て下てくみ本の調読お便書世世部 ☆  
 ・書員は長自員世に行き調読部お員世世部 ☆  
 。ハ式わりのあて式ヲ書世世部  
 調読部あてし書部全式の調読、長自の自 ☆  
 。ふり行きり式世世部水・調読  
 全書部命調読、調読部全、天部お調読世部 ☆  
 るるりお本の全書部全。ふり行きり式  
 ！調読部全書部全書部全書部全書部全書部 ☆



- ☆ 消防団活動は究極のボランティア活動である。
- ☆ 消防団員は消防活動を行う団員自身が負傷・要救助者になってはいけない。
- ☆ 自分自身、仲間の安全を確保してから各種消防・水防活動などを行うこと。
- ☆ 単独行動は控え、団体行動、指揮命令系統を第一とする。全ては安全のためである。
- ☆ 安全のためにも挨拶、返事は大きい声で！